令和８年第８回 多賀城市教育委員会定例会 議事録

１　**会議の年月日**　令和８年８月２６日（水）

２　**招集場所**　市役所北庁舎５階　５０２会議室

３　**出席委員等**　教育長　市岡　良庸　　委　員　小野　聡子
委　員　髙田　彩　　委　員　大井　知教
委　員　星山　純一郎

４　**欠席委員**　なし

５　**説明のため出席した事務局職員**

教育部長	中野　裕夫
次長兼教育総務課長	髙橋　紀子
理事兼学校教育監	畑中　智
生涯学習課長	松田　直樹
学校給食センター所長	宍戸　浩二
参事兼教育総務課長補佐	本田　郁子

６　**傍　聴　人**　１名

７　**記　録　係**　教育総務課主幹　竹谷　敏和
教育総務課主事　倉繁　史也
教育総務課主事　村上　瑠奈

８　**開会の時刻**　午後５時４５分

９　**議事日程**

日程第１　前回議事録の承認について

日程第２　議事録署名委員の指名について

日程第３　諸般の報告
事務事業等の報告

日程第４　議　事
(1)議案第２１号　市内小学校における給食非喫食者の負担軽減交付金支援対象者について

日程第５　その他

教育長

ただ今の出席者は５名であります。定足数に達しておりますので、これより令和８年第８回教育委員会定例会を開会いたします。

日程第１　前回議事録の承認について

教育長

はじめに、令和８年第７回定例会の議事録について承認を求めます。

議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略いたします。

前回定例会の議事録について承認を求めますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、異議がないものと認め、前回定例会の議事録については、承認されました。

日程第２　議事録署名委員の指名について

教育長

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第２１条第３項の規定により、教育長において、大井委員、星山委員を指名いたします。よろしくお願いします。

日程第３　諸般の報告について
－ 事務事業等の報告 －

教育長

これより本会議に入ります。

はじめに、事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員に朗読させますので、よろしくお願いいたします。教育部長。

教育部長

それでは資料の１ページをお願いします。

令和８年第７回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

はじめに教育総務課関係です。

７月２７日、令和８年度宮城県教育委員会・市町村教育委員会教育懇話会県央圏域会議が県庁で開催され、教育長と小野教育長職務代理者が出席しました。

８月５日の午前に、初任者研修（１年目）市町村教育委員会研修第１回研修会を市役所で開催し、教員１５名が参加しました。教育長が「教師道を拓く」と題して講義を行いました。

同日午後、令和８年度新採・転入教職員研修会を開催し、埋蔵文化財調査センター及び文化財課職員が講師となり、「多賀城の歴史」と題した講話や南門、政庁跡等の見学などに５９名が参加しました。

８月８日、Google for Education 主催全国教育長サミットが東京都で開催され、教育長が出席しました。

８月１９日から２１日までの３日間、多賀城スコーレ（サマースクール）を公民館等で開催し、４４名の小学生が参加しました。子どもたちは、東北学院大学の学生ボランティア１６名の指導のもと自主学習に励みました。いずれの参加者も昨年度より増加しているところです。

８月２３日に全ての小中学校で夏休みが終了し、２４日に学校が再開しました。

８月２５日、仙台管内教育委員会教育長会議が仙台合同庁舎で開催され、教育長が出席しました。

続いて生涯学習課関係です。

７月２４日、令和８年度多賀城市協働教育研修会「地域学校協働活動から地域づくりへ～想いをカタチにするために～」を市役所で開催し、小中学校教職員や地域学校協働活動推進員など３０名が参加しました。柴田町地域学校協働活動推進員の松田ゆう子氏を講師に、講演やワークショップを行いました。

７月２９日、令和８年度第１回スポーツ推進審議会を開催し、令和８年度社会体育関係事業計画及び進捗状況、体育施設の移転に関する検討状況について審議されました。

７月３０日、令和８年度第１回多賀城市立図書館運営審議会が開催され、令和７年度図書館事業実績について審議がされました。

７月３０日及び３１日の２日間、大代地区公民館で防災キャンプを開催し、児童１０名が参加しました。学校内の備蓄倉庫見学、ＳＴＥＰ見学及びポリ袋料理体験等を行いました。

８月３日、令和８年度多賀城市放課後子ども教室指導者等研修会を市民活動サポートセンターで開催し、３５名が参加しました。東北福祉大学教授の中村恵子氏か

ら「子どもの発達の特性と理解」について、多賀城市児童発達支援センター太陽の家心理師の菅原佐和子氏から「誰にとっても安心・安全な居場所づくり～場の工夫、声がけの工夫～」についての講義を受け、子どもへの理解を深めました。

８月２２日、校庭キャンプを城南小学校の校庭で開催し、同校の児童とその家族が参加しました。参加人数は３２家庭１２７名でした。ハウス食品株式会社や浮島地区自治会、わくわく広場スタッフの協力を得ながら、カレー作りやレクリエーション、花火など、親子でのふれあいをとおして家庭での教育力の向上を図りました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、別表のとおりです。

６ページをお願いします。

令和８年８月２６日提出、教育長名、以上で朗読を終わります。

教育長

それでは、ただ今の報告について質疑はありませんか。髙田委員。

髙田委員

１ページの生涯学習課関係の７月２４日に開催された令和８年度多賀城市協働教育研修会についてです。ワークショップではどのようなことを話し合われたのか、参考までに教えてください。

生涯学習課長

この研修会のワークショップは、放課後子ども教室のスタッフや公民館の職員、推進員の方々など、様々な方を対象に行いました。子どもたちのためにどのような活動ができるか、今の組織体として課題と感じていること、学校の先生にも参加していただいたのですが、学校側での思いや地域の思いということを課題として挙げていただき、それを解決するためにはどのようなことをしたらよいかなど、様々なことをワークショップの中で話し合っていただきました。ワークショップでは、そのような内容について意見交換を行いました。

髙田委員

わかりました。ありがとうございます。

小野委員

１ページの教育総務課関係の７月２７日開催の令和８年度宮城県教育委員会・市町村教育委員会教育懇話会県央圏域会議に参加させていただきました。多賀城

市の教育委員会がすごく課題意識を持っていろいろなことに取り組んでいるということが大変よく分かりました。また、学校の先生方に新しい職が創設されるという情報もいただき、来年の４月から「主務教諭」という先生が配置されるということも伺ったので非常に勉強になりました。ありがとうございました。

大井委員

１ページの教育総務課関係の８月８日に開催されたGoogle for Education主催の全国教育長サミットについてお伺いします。これは文部科学省のＧＩＧＡスクール構想に関連したものなのでしょうか。

教育長

これは、Googleを利用して端末をChromeにしている自治体の教育長が集まって、現在、Googleを中心としてどのような教育活動をしているかという先行自治体がそれぞれの実践を発表していくというサミットでした。そのため、端末の使い方について言及するのではなく、様々な端末を使ってこのようなことをしていますとか、Googleを使ってこのようなことができますというような実践発表の場でありました。

大井委員

私どもの医師会の会長から聞いた話です。先日、学校医の先生方の勉強会が開催されて、東北大学の川島隆太先生の講演を聞く機会があったそうです。その中で、川島先生がおっしゃるには、タブレットを使いすぎるとどんどん脳の機能が落ちていくようです。それはデータ的に、タブレットを使ってのグループワークのようなものは非常に効率的でよいのですが、個別の勉強にタブレットを使いすぎてしまうと非常に効果が落ちてしまって、脳の活性化にも影響を及ぼすというもののようでした。確かに、文献を読んでも、やはり今、小中学生の試験などをやると選択形式の問題は普通に解けるのですが、記述式になると途端に正答率が落ちてしまうというのです。また、無解答の割合も増えているというのです。どうもそれがタブレットの使い過ぎではないかという話のようでした。今回出席された全国教育長サミットではそのような話は出ませんでしたか。

教育長

この全国教育長サミットの中ではそのような話はなかったです。

大井委員

逆行する話になってしまうので、なかなか出ない話だと思うのですが、いよいよそういうデータが出始めたようですので、もう少し詳しくわかれば皆さんにもご紹介したいと思います。

教育長

川島隆太先生は、仙台市教育委員会に関わっておられます。仙台市教育委員会が行っている学力テスト、それから学習状況調査のようなものの分析を一緒に行っておられます。仙台市教委は学力テストの点数と生活アンケートのようなものとのクロス集計をして、結果としてタブレットを使いすぎると成績が下がるということは、もう大分前からお話をされています。それとスマホも連動しているのですが、こういった端末を長時間使うことによって、学習をたくさんしても、この端末の使用時間が長いと、その前に学習したことすら定着していかないというような話もされています。ですので、多賀城市としては端末一辺倒ということではなく、やはりペーパーとそれから適切に端末を取り入れながらハイブリットで学習を進めていくという、特に小学校の低学年から端末をたくさん使っていくというよりは、小学校の低学年はできれば鉛筆を使ってしっかり文字を書くことを中心にしつつも、中学校３年生くらいになってくると端末を使いこなすというそんなイメージで学習を進めていけばよいかと思っています。

大井委員

わかりました。

教育長

ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します。

日程第４　議　事

議案第２１号　市内小学校における給食非喫食者の負担軽減交付金支援対象者について

教育長

続いて、議事に入ります。

本日の議題は、議案第２１号「市内小学校における給食非喫食者の負担軽減交付金支援対象者について」の１件であります。

内容につきましては、学校給食センター所長から説明をいたします。

学校給食センター所長

それでは、「議案第２１号市内小学校における給食非喫食者の負担軽減交付金支援対象者について」ご説明いたします。

令和７年１２月に、小学校の給食費負担軽減のための交付金が令和８年度から交付されることについて国のほうから通知がありました。この交付金については、非喫食者についても交付対象とすることができるとされた一方、対象とする非喫食者の取扱いについて明確な方向性が国・県から示されていなかったため、当初予算においては、過年度の非喫食者の実績等を踏まえ、支援対象者３０名分を計上していたところです。

当初、国からは実施に当たりＱ＆Ａを発出するとの通知があり、令和８年２月に実施に当たっての方向性を示した通知がなされました。

今回、近隣自治体の動向も踏まえ、本市における非喫食者のうち、負担軽減交付金支援の対象者について整理したものです。

９ページ以降は議案関係資料となっておりますが、１１ページをご覧ください。項番１「給食費負担軽減交付金の概要」です。

これは、自治体に向けた公立小学校の給食費の負担軽減を目的としたもので、本市でも令和８年度より小学校の給食費の実質無償化を始めており、財源の一部としてこの「給食費負担軽減交付金」を活用し、令和８年度予算で既に計上しております。多賀城市の場合「完全給食」ですので、基準額として、児童一人当たり月５，２００円が交付されます。

資料の中段１）です。ここには、支援額の算定方法、対象者について記載されています。５月１日現在の在籍児童数に対して支援されますが、このうち生活保護の教育扶助、要保護児童は対象外となっております。

次に２）です。給食費が基準額を超える部分については、保護者からの徴収も可能とされていますが、この超える部分について、多賀城市では物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（「以下、物価高騰交付金」と説明させていただきます。）を充当させており、小学生についてはこの２つの交付金を充当して給食費を実質無償としている状況です。年間給食費約７３，０００円の内、５７，２００円が負担軽減交付金、約１５，８００円が物価高騰交付金となっております。

次に３）です。これは非喫食者（いわゆる給食を食べていない児童）について

ですが、非喫食者についても負担軽減交付金は交付されます。ただし、非喫食者に対しては金銭給付や現物給付等が認められており、対象者については国で事例は示されておりますが、各市町村において対象となる非喫食者を定めることとされております。これは、何らかの理由で給食を喫食できない児童も負担軽減交付金の対象とされているものであり、交付金は交付しますが、非喫食者の支援対象の可否や支援対象者は各自治体で決めて構わないという趣旨です。

また、非喫食者に支援等をする場合は、自治体独自で実施要綱を作成することとされています。そのため、非喫食者に対しては、制度の基本枠は国に準拠しつつも、対象範囲や運用については自治体ごとの判断が求められます。

本市では、学校給食において安全確保の観点から提供が困難となる場合に、家庭に生じる負担を補填することを目的としました。

食物アレルギーその他疾患により給食の全てを停止せざるを得ない場合は、学校として安全に給食を提供することができず、 給食自体が実質的に成立しないことから支援対象としています。

継続して登校していない、宗教上の理由、一部非喫食者については対象外としました。

これは、健康や安全上の理由で、給食自体を喫食できないわけではないことからです。ただし、一部非喫食者については、一部でも給食の提供が成り立っていることから対象外としております。

こういったことから、本市としては、医師の診断に基づき、給食を全停止し、学校が安全確保の観点から給食提供が困難と判断した者、いわゆる「学校として安全に給食を提供できるかどうか」という概念に基づき、制度の特性を踏まえて整理いたしました。

１２ページをご覧ください。

次に項番の２給食非喫食者の取扱いです。

近隣自治体の動向も含め、本市では、記載していますとおり、市内の市立小学校に在籍し通学している児童で、給食を全停止し、学校長に給食の提供を恒常的に受けていない旨を申請した者であって、食物アレルギーその他の疾患を有し、医師の診断書が提出されている者と整理しました。

栄養価を満足させるため、給食を喫食する食材費として充てられるものと整理し、先ほども申し上げましたとおり、学校として安全に給食を提供することができず給食自体が実質的に成立しない場合に支援することとしています。

また、継続して登校していないことで給食を喫食していない児童や一部のみ非喫食者などの児童は支援対象外と整理しました。

これは、給食の提供が成り立っているかどうかを基準としているため、食物アレルギーや疾患等により給食を喫食できないものを支援対象としています。

次に１３ページをご覧ください。

項番の３在籍児童数及び給食全停止者数です。

令和８年５月時点の在籍児童数及び令和７年度の給食全停止者の人数を記載しております。

前段でご説明した内容で整理すると、負担軽減交付金対象非喫食者児童は令和７年度ベースですと１１名になります。

令和８年度は人数は未確定ですが、令和７年度の実績値からすると、この１１名が非喫食者のうち負担軽減交付金支援の対象とすることになります。

次に１４ページをご覧ください。

項番の４給食費の算定表です。

この表は、児童一人当たりの給食費を算出しております。

一番上の表は令和７年度で小学校の給食費は３９８円ですが、②、③に記載のとおり、小学校の場合、保護者負担が２８９円、市負担は１０９円としており、市負担分は全て物価高騰交付金を充当しておりました。

次に真ん中の表が、令和８年度です。

こちらは、②～④に記載のとおり、保護者負担がなくなり、負担軽減交付金充当分で１食当たりが約３１３円、不足分の約８５円は物価高騰交付金を充当しまして、給食費を実質無償にしている内容です。中学校は負担軽減交付金の対象ではありませんが、参考までに記載しております。

次に一番下の表となりますが、負担軽減交付金対象となる小学校を喫食者と非喫食者で分けて記載しております。こちらは月当たりで算定しておりまして、喫食者は、①と②の交付金充当で実質無償化されますが、非喫食者は①の交付金の他③の保護者負担相当額として月当たり約１，４２１円、年額約１５，０００円が発生します。これは、喫食者で言う物価高騰交付金に該当する部分でありまして、非喫食者の負担軽減交付金に対する給食費の超過分であります。

この超過部分は非喫食者であることから、令和７年度同様、物価高騰交付金は対象外となっていることから同様に支援金の対象とはいたしません。

これらを整理した結果としまして、アレルギーその他疾患による非喫食者は、１月あたりの負担軽減交付金額月５，２００円に非喫食期間月数を乗じた額（１月に満たない端数は切り捨て）を支援することとしております。

次に１５ページをご覧ください。

次に項番の５無償化する財源のイメージです。

上の図はＲ７とＲ８における交付金の比較を示したものであり、Ｒ８は負担軽減交付金分が若干多くなっております。

最後に１６ページです。

項番の６栄養充足率の推移です。

こちらが、平成３０年度から直近の令和８年６月までの、各区分の栄養価ごとの充足率の状況です。栄養価の充足率は１００％が基本となっており、本市では給食費の改定や適宜財源を補填し、栄養価が不足することのないように努めております。

以上で説明を終わります。

教育長

今回の議案は、小学校の給食費が対象となります。それから給食費負担軽減交付金は、もともとは自治体を支援する目的で出ているということです。それに合わせてそれだけでは足りないので、物価高騰交付金を充てて実質小学校の給食費は無料にしています。これを前提として、非喫食者については、物価高騰交付金は対象外となりますが、給食費負担軽減交付金については、先ほど申し上げた１２ページの要件で支援をしていくことになります。

それでは、ただいまの説明について質疑がございましたら、お願いいたします。

星山委員。

星山委員

非喫食者への交付金の交付時期及び支給方法について伺います。非喫食者の方への交付金の交付時期はいつ頃を予定されているのでしょうか。また、実際お金をどのように支出するのか伺います。

学校給食センター所長

この内容でご承認をいただければ、令和８年４月１日、今年の４月に遡って適用させていただきます。支給の時期につきましては、年度末に一括して支給することを予定しております。

大井委員

年度末に給付ということですが、非喫食者のご家庭では日々の給食に代わる昼食を準備してその費用は家庭で賄っています。年度末までを見越して早めに給付できれば、対象児童の家庭に配慮した対応になるのではないでしょうか。

学校給食センター所長

その辺のことについては、お知らせの中でしっかりお伝えして、給付時期は年度末になることを周知していきたいと思っています。

小野委員

宗教上の理由で非喫食者となっている児童は何人くらいいるのでしょうか。

学校給食センター所長

現在該当者はおりません。

小野委員

学校にお弁当を持ってきて食べている子供たちはアレルギー疾患の子供しかいないという理解でよろしいですか。

学校給食センター所長

基本的にはそうなります。

星山委員

対象となる児童は、医師の診断書が提出されている児童に限定されるかと思います。一度医師の診断によって給食を食べられなかった児童が、半年後くらいに食べられるようになった時には、あらためて医師の診断書の提出が必要になるのでしょうか。

学校給食センター所長

給食提供を停止する時も、また、停止を解除する時も、ともに医師の診断書が必要になります。

教育長

ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

それでは、質疑がないようですので、採決に入ります。議案第２１号について、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないものと認め、議案第２１号について原案のとおり決定します。

日程第５　その他

教育長

次に、日程第５その他に入ります。各委員等から特に議題としたい事項等がありましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

それでは以上で、本日の日程をすべて終了いたします。

これをもちまして、令和８年第８回教育委員会定例会を閉会いたします。

ここで、傍聴の方は退室をお願いします。

午後６時２５分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課主幹　竹谷　敏和

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

令和８年９月３０日

多賀城市教育委員会

教育長　　市　岡　　良　庸

委　員　　大　井　　知　教

委　員　　星　山　　純 一 郎